

令和4年第3回玉名市農業委員会総会議事録

令和4年3月7日（月）午後2時 玉名市民会館会議棟 第1会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	岡田 正治
5番	坂本 正敏	6番	土田 健一	7番	田端 末雄	8番	本田多美子
9番	岡村 栄一	10番	澤村 哲志	11番	木村 昌治	12番	西本賢二郎
13番	中島 浩輔	14番	徳井 勝美	15番	境 浩之	16番	高島 尚
17番	中山 一久	18番	田上 靖晃	19番	丸山 和則		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 小山 博 係長 松倉 司 参事 安田志津子 主任 大原 三和

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

- 第10号 農地の買受適格者証明願（耕作目的）について
- 第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第12号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
- 第13号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第15号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

- 第5号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第6号 許可不要転用届について
- 第7号 荒廃農地の非農地通知について

1. 開 会

○事務局長（小山 博君） 定刻少し前ではございますが、本日出席の委員さん、皆さんおそろいですので始めさせていただきます。

本日は農業委員総数19名、皆様の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和4年第3回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本総会に傍聴希望の方が1名おられますので、玉名市農業委員会会議規則第17条各項の規定に則り、傍聴を許可しており、所定の席に着席していただいておりますことをあらかじめお知らせいたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） それでは、まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） それでは皆さん、こんにちは。3月総会、お忙しい中に御出席をいただきましてありがとうございます。

今回の総会もコロナがなかなか減らないということもありまして、まん延防止措置も延長したということで、農業委員さんだけの総会となりました。よろしくお願い申し上げます。

それから、私、近くの話なんですけれども、つい最近、身近ですね、コロナに感染いたしまして、亡くなられたという方がいらっしゃいますので、皆さんも十分注意をされますようよろしくお願いいたします。

それから、皆さんも御承知のとおり、今の関心事は、ロシアのウクライナへの侵攻かなと思います。毎日ニュースがテレビであっておりますけれども、私たちも何もできなくて見守っているだけなんですけれども、本当にこの戦争が早く終結できればなという、そういうことを願っているところです。

それから、皆さんも日本農業新聞を取られている方は、読んでいらっしゃる方もいらっしゃると思いますけど、今度の国会にですね、農地取得の改善についてというのが農業新聞に出ていました。3月4日だったかな、農業新聞なんですけれども、国会にですね、農地法の関連改正案というのが出ていまして、多様な人材に農地を取得しやすくするために、農地による農地の権利取得のための下限面積というのを廃止するという法案が出ているそうです。

今の農地法では、農地を取得するのに下限面積が、都市圏が50a、5反以上、それから北海道が2haですかね、が、原則だったですかね。一応2009年にちょっ

と改正があって、地域の事情によって下限を下げてもいいですよというのがあって
いますけれども、今度の関連法案ではそれを実際なくすということで、より柔軟に
下限面積をですね、設定できるようにして、農業とほかの仕事を組み合わせる半農
半Xと書いてありますけれども、半分農業をして半分は勤めているという、そうい
う多様な人たちにですね、農業のほうに入ってもらうように促すというような、そ
ういうのが記事として出ていましたので、取りあえずお知らせをしようかなと思
います。今後は農業委員会において、何か検討があるのかなあということがあ
るかも知れませんが、そのときはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、こういうコロナ禍の総会ですけれども、十分御審議をいただきまして、
よろしくお願ひしたいと思ひます。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） では、早速議事のほうに入りたいと思ひますので、よろしくお
願ひします。

それでは、議事のほうに入りたいと思ひます

本日は、第10号から15号までの68件の議案審議、それから第5号から7号
までの86件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議、どうぞよろしくお願ひ
いたします。

それから、本日の議事録署名は、委員番号14番の徳井勝美委員と19番の丸山
和則委員にお願ひいたしたいと思ひます。

それから、なお、発言の際は委員番号、氏名を述べた上で発言をしていただきま
すようよろしくお願ひします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） はじめに、議第10号農地の買受適格者証明願についてを議題
といたします。申請件数は1件です。

買受適格者証明願とは、競売や公売にかかった農地の購入の希望者が、入札のと
きに必須とされている買受適格者証明書の発行を農業委員会に求める願ひ出のこと
です。今回の審議では、農地法第3条の附帯決議が認められておりまして、この証
明願をもって農地法第3条許可申請に代わる審議も兼ねることになっております。

その流れとしては、買受適格者証明書の交付を受けた願出人が、供覧後に農地法
第3条の許可申請をした場合、改めまして農業委員会の総会での審議はしなくて、
今回の審議、意見を付して許可をするということになりますので、よろしくお願ひ
したいと思ひます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。議案1ページをお願いいたします。

議第10号、1番、大浜町の申請人で、競売物件が大浜町の田1,078㎡で、現在願出人が小作中です。入札日は、令和4年4月5日から4月12日までで、同年4月18日に開札が行われます。

なお、付帯決議といたしまして、1ページの下段に記載ありますが、買受適格者証明の交付を受けた者が、最高価買受申込者となり、農地法第3条許可申請が出された場合は、この審議をもって意見を付して許可するものであります。

以上でございます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

耕作目的の買受適格者証明願については、事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明をお願いいたします。

1番についてよろしく申し上げます。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。1番の案件について御説明します。

所有者の債務不履行により債権者が裁判所に申立て、裁判所が強制競売を開始した農地について、現在、小作中の願出人が入札に参加するため、買受適格者証明を願い出たもので、既に畦も取り払い耕作しており、何ら問題なく許可相当だと思います。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

耕作目的の買受適格者証明願については、担当委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

○5番（坂本正敏君） これに参加するためにはですね、これ入札日が4月5日から4月12日までになっていますけど、これもしこれから私も競売に参加したいという人がおれば、4月のこの総会のときで間に合うんですかね。

○係長（松倉 司君） 事務局の松倉です。次の総会が4月の5日を予定しております。ですので、3月15日までに買受適格者証明願を事務局のほうに願い出をされると、4月の5日の総会の審議できますので、可能だと思います。4月の12日まで今回の場合は入札の期間がございますので、12日までにその買受適格者証明書等をもって入札をすれば可能だと考えられます。以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（下川 安君） よろしいですか。

（はいの声）

○議長（下川 安君） ほかに御意見、御質問ございませんか。

(なしの声)

○議長（下川 安君） なければ採決のほうに移りたいと思います。

議第10号、農地の買受適格者証明願について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第10号につきましては、承認することに決定いたしました。

続きまして、議第11号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請件数は8件です。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。議案2ページをお願いいたします。

議第11号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和4年3月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、滑石の申請人で、小浜の田1,417㎡外4筆、5,779㎡を生前一括贈与するものです。

2番、大浜町の申請人で、大浜町の田899㎡外3筆、計3,951㎡を子へ贈与するものです。

3番、岡山市北区と南坂門田の申請人で、南坂門田の田3,142㎡外3筆、計7,292㎡を耕作不能と小作地取得のため売買するものです。

3ページをお願いいたします。

4番、北九州市若松区と安楽寺の申請人で、寺田の畑1,452㎡を弟へ贈与するものです。

5番、岱明町の申請人で、岱明町大野下の田757㎡外1筆、計1,570㎡を労力不足と隣接地取得のため売買するものです。報告第5号27番、28番と関連しております。

6番、横島町の申請人で、横島町横島の田373㎡のうち354㎡外4筆、計1,634㎡を労力不足と経営拡張のため使用貸借権を設定するものです。

7番、天水町の申請人で、天水町小天の畑189㎡を労力不足と規模拡大のため売買するものです。

8番、天水町と熊本市西区の申請人で、天水町小天の樹園地1,717㎡を相手方の要望と経営拡張のため賃貸借契約を設定するものです。報告第5号22番と関連しております。

以上8件、計23,584㎡につきまして、農地法第3条第1項各号の禁止規定

から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

去る3月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（下川 安君） ただいま事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に担当委員の説明をお願いいたします。

それから、連続して説明される場合は続けてお願いいたします。

それでは、1番につきましてよろしく申し上げます。

○4番（岡田正治君） 農業委員4番、岡田です。現在は使用貸借中の農地を親から子へ生前一括贈与するものです。何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。2番の案件について御説明します。

譲渡人と譲受人は親子関係で、使用貸借中の農地を父から子へ贈与するもので、何ら問題なく許可相当だと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いします。

○8番（本田多美子君） 8番、本田です。3番の案件について説明いたします。

譲渡人は岡山市在住で耕作不能、譲受人は相手方の要望で、以前から小作され、下限面積も満たしており、許可相当と判断いたします。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○9番（岡村栄一君） 農業委員9番、岡村です。遠方の方だったので、労力不足のために兄から弟への贈与ということで、何ら問題はないと思います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○12番（西本賢二郎君） 農業委員12番、西本です。5番の案件について説明します。

申請地は大野下の柴原18、82の2件です。譲渡人から労力不足のため、譲受人は申請地横の田を耕作しております。隣接地として隣の農地を譲受人へ売却するものです。譲受人は下限面積を満たしており、現地確認をしたところ問題がないと

思います。なお、申請地の譲受人宅より2件とも徒歩5分くらいの場所です。特に問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いいたします。

○16番（高島 尚君） 16番農業委員、高島です。

労力不足と、貸人と農業者で親戚関係でございまして、以前より受託関係で作業をしておりました。借人の定年を機に20年契約で使用貸借権を設定するものであります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番、8番は農業委員さんが同じです。続けてをお願いいたします。

○19番（丸山和則君） 19番、丸山です。7番の案件について御説明します。

譲渡人は病気療養中で、営農は難しく、また、譲受人は同じ集落の若い後継者で、何ら問題ないと思います。

また、8番の案件について説明します。

8番の案件も経営拡張したい借人の要望により、貸人と10年契約で賃貸契約を設定するもので、何ら問題ないと思われま。御審議をお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決のほうに移りたいと思います。

それでは、議第11号農地法第3条の規定による許可申請8件について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第11号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第12号農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。件数は1件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。4ページをお願いいたします。

議第12号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。令和4年3月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が大倉の畑436㎡で、転用目的は個人住宅で、備考欄の理由

により計画変更するものです。議第14号6番と関連しております。

以上1件、436㎡を御提案しております。

去る3月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明をお願いいたします。

では1番についてよろしくお願ひします。

○8番（本田多美子君） 8番、本田です。1番の案件について説明いたします。

当初計画者は体調を崩し、仕事を辞められたため、資金面で住宅建築を断念せざるを得なくなり、承継者に取られることとなりました。現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

事業計画変更承認について、担当委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ、採決のほうに移りたいと思います。

議第12号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第12号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第13号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請件数は2件です。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。5ページをお願いいたします。

議第13号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和4年3月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が立願寺の畑779㎡外1筆、計880㎡で、転用目的は共同住宅1棟です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が伊倉北方の田805㎡で、転用目的は寮1棟です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上2件、1,685㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る3月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、担当委員さんの御説明をお願いいたします。

それでは、1番についてよろしくをお願いします。

○3番（村上孝夫君） 3番、村上です。1番の案件について説明します。

申請地は疋野神社を500m行ったところにあります。市街地から近く、立地条件並びに環境が良いところで、共同住宅1棟の建設予定、転用面積は880㎡、給水は市水道、雨水、敷地内雨水浸透柵で処理、生活雑排水、汚水は北側県道に放流、県道への土砂が流出がないようにブロック盛りで防護、万が一影響などあった場合は申請人が対処をするそうです。

以上、調査した結果問題ないと思います。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○7番（田端末雄君） 7番、田端です。2番の案件について説明します。

申請農地は伊倉北方竹下の第2種農地の田805㎡です。転用目的は、外国人技能実習者の寮、木造プレハブ造り185㎡を建築する計画です。現在、申請人の所有の外国人技能実習者の家の前で、管理上、また新しく移住する外国人の実習者にとっても安心できる土地です。申請地周辺は、北側は申請人所有の外国人実習者の家で、南側は山林、西側、東側は住宅です。給水は上水道を利用、雨水及び生活雑排水は合併浄化槽により西側排水溝へ流すということです。

以上、現地調査の結果、特に問題はないと思いますから、審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移りたいと思います。

議第13号農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第13号につきましては、許可をすることに決定いたしました。

次に、議第14号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は12件です。

議第14号には、受付番号1番には顛末書の添付がありますので、担当委員の説明の前に事務局担当者が読み上げをします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。6ページをお願いいたします。

議第14号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和4年3月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が六田の田260㎡外1筆、計548㎡で、転用目的は月極駐車場22台分です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が松木の田207㎡外2筆、計782㎡で、転用目的は建売住宅3戸です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が築地の畑102㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7ページをお願いいたします。

4番、申請物件が山田の畑574㎡外2筆、計1,364.63㎡で、転用目的は建売住宅4戸です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が伊倉北方の畑230㎡外5筆、計2,917㎡で、転用目的は貸店舗です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が大倉の畑436㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。議第12号1番と関連しております。

7番、申請物件が玉名の田866㎡外2筆、計2,678㎡で、転用目的は保育園及び駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8 ページをお願いいたします。

8 番、申請物件が岱明町野口の田 1 8 2 m²外 3 筆、計 2 8 5 . 2 8 m²で、転用目的は資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9 番、申請物件が岱明町大野下の畑 4 9 7 m²で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、おおむね 5 0 0 m 以内に 2 以上の公共施設等が存在する区域内にある農地であり、第 3 種農地と判断しております。

1 0 番、申請物件が岱明町大野下の田 3 5 4 m²で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第 3 種農地と判断しております。

1 1 番、申請物件が岱明町山下の畑 6 0 m²外 1 筆、計 5 6 0 m²で、転用目的は個人住宅及び進入路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第 3 種農地と判断しております。

1 2 番、申請物件が天水町部田見の田 2 1 5 m²で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね 1 0 ha 以上の一団の農地内に所在する農地で、第 1 種農地と判断しております。第 1 種農地は原則不許可となるところですが、住宅で集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。

以上 1 2 件、合計 1 0 , 7 3 8 . 9 1 m²につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る 3 月 3 日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

それでは、ここで受付番号 1 番の顛末書を事務局担当者の松倉係長が読み上げます。お願いします。

○係長（松倉 司君） — 1 番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） 顛末書が読み上げられましたので、受付番号 1 番から順に担当委員さんの説明をお願いいたします。また連続して説明される場合は続けてよろしくをお願いいたします。

それでは、1 番、2 番は同じ委員さんですので、よろしく申し上げます。

○4 番（岡田正治君） 4 番農業委員、岡田です。

場所はですね、松木のコスモスの近くにあり、面積は 2 筆で 5 4 8 m²、2 2 台分の月極駐車場を計画されております。盛土はせず、地ならし程度に砂利を入れ、ブロックを設けて、土砂が流れないようにするそうです。雨水に対しては、北側道路の側溝に排水されるとのことでした。何ら問題はないと思われま。御審議のほど

よろしくお願ひいたします。

続きまして、2番の件について申し上げます。

こちらでもありますね、場所は松木のコスモスから東へ200m進んだところにあります。ここは2つの物件がありまして、うち1件はですね、2筆の575㎡、もう一つの物件は207㎡、計782㎡で、建売住宅3棟を計画されております。575㎡の土地には2棟の建売住宅出されており、こちらは盛土をしてですね、擁壁及びブロックで土砂の流出がないようにするそうです。

もう1件の物件207㎡に関しては、建売1棟が販売されますが、盛土はせず、地ならし程度に収め、隣接土地とはブロックを設置いたします。万一周辺に被害が生じる恐れがある場合は、責任を持って対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題はないと思われまふ。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、3番、4番につきましては、同じ委員さんのようですので、続けて説明をよろしくお願ひいたします。

○3番（村上孝夫君） 3番、村上です。3番の案件について説明します。

申請地は四十九池神社から500m行ったところにあります。転用面積は102㎡、事業面積は190.53㎡、木造2階建てです。給水は上水道、生活雑排水は公共下水道につなぐ、雨水は道路周りに排水、損害が発生した場合は、申請人のほうで責任を持って対処するとのことでした。

以上、調査しました結果、問題ないと思ひます。御審議のほどよろしくお願ひします。

続きまして、4番の案件について説明します。

申請地は蛇ヶ谷公園の近くです。申請地付近では住宅が不足しており、作物が困難となっている農地です。転用の面積は1,364.63㎡、建売住宅4戸の予定です。給排水、玉名市上水道、雨水は集水桝により対処し、道路側溝に流す。汚水は下水道に接続、L型ブロックを入れ盛土をする予定です。万一付近に被害が生じた場合、責任を持って対処するとのことでした。

以上、調査した結果、問題ないと思ひます。御審議のほどお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、5番をお願ひいたします。

○7番（田端末雄君） 7番、田端です。5番の案件について説明します。

申請農地は現在、セブンイレブンの伊倉店より南へ約200mぐらいのところにある第2種農地で、更地になっている状態の農地です。申請理由は、現在経営して

いるセブンイレブン伊倉店との土地の賃貸契約が満期になるが、期間延長の契約を行うことができず、店舗移設用地が必要となったということです。面積の確保を周辺農地への影響等を検討したが、同申請農地以外には快適な土地はなかったということでした。転用面積217㎡、道路の一部49㎡、計2,966㎡に店舗227㎡と駐車場の普通車27台、大型3台の駐車場を設置する計画です。

申請地の周辺は、北側、東側は県道の道路です。店舗の裏になる西側は畑で、境界にはブロック3段の上に網フェンスを1.2mを設置するという事です。給水は上水道本管より引き込み、生活排水及び雨水は合併浄化槽により処理し、既存の配水管にて北側水路に放流、雨水については、敷地内浸透処理を行い、オーバーフロー分は既存の排水管にて北側水路に放流ということです。造成中の被害策として、外周工事を先に行い、周辺に土砂流出等がないように配慮をするということです。万が一影響が出た際には、関係者と速やかに協議し、対応するという事でした。

以上、現地調査の結果、問題はないと思いますが、審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 8番、本田です。6番の案件について説明します。

申請人は夫婦2人で借家住まいであったところ、先般子どもが生まれ、10カ月となり手狭になってきたため、夫の実家へ子を預けやすい近距離で土地を探しておられました。本件申請地は208号線沿いの三栄金属から南へ約200mぐらいのところ、大倉田端というところ。夫の実家から近く、仕事と子育ての両立ができることから、住宅を新築したいと思われました。給水は南側道路埋設の上水道から引き込み、雨水は合併浄化槽による処理後、集水桝へ放流、既設の排水管を通し、南西側市道の側溝へ放流する。雨水は浸透桝により敷地内処理及び集水桝へ放流、その後既設の排水管を通し南西側市道の側溝へ放流。また申請地は周辺農地への日照、通風に対する影響はない。万が一周辺近隣に被害等が生じた場合は、転用者が責任を持って対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思われます。御審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いいたします。

○9番（岡村栄一君） 9番、岡村です。7番の案件について説明いたします。

保育園の物件、申請地は新玉名駅から北へ700mの場所で、集落の中の田です。周りは宅地、申請人はたまきな保育園です。物件の新築移転、梅林保育園が老化と

土地が狭く、老化がひどいので、園児の待遇、快適な保育環境に限界がきており、申請地に建設移転をします。たまきな保育園の50m先の集落の中に園舎と職員駐車場、園舎は1,800㎡、北と南は市道、東と西は宅地、南の道路を挟んで駐車場、両方とも盛土をして、周りはコンクリートブロックとフェンス、面積は2,670㎡、園舎は鉄骨平屋463㎡、運動場給排水は市水で、生活排水は公共下水道に接続、溜め水などは市道側の水路に排出する。駐車場は碎石で自然浸透です。オーバーフロー分は溜め桝で市道横の排水に流します。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任を持ってするという事です。

以上、現地調査の結果、問題はないと思いますので、御審議のほどをよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、8番、9番、10番は同一委員さんですので、続けてお願ひいたします。

○12番（西本賢二郎君） 12番、西本です。8番の案件について説明します。

申請人は岱明町において建設関連の付帯工事全般を営む会社です。申請地は岱明町野口、バイパス道路の中間ぐらいで、専大玉名高校の西側100mぐらいの位置で、バイパスを挟んで両側にあります。申請面積は285.28㎡です。ここに業務上発生し、再生できるサッシ類やカーポート類を引き取り、修理等の・・・やこれらを利用した安価なカーポート等の設置を行う会社です。申請地の用途は、業務用資材置場で、ブロック等のこれらの保管場所が必要であり、またバイパス沿いにあり、搬入、搬出に便利で、業務の効率化が図られ、最適な場所だと判断したとのことでした。東側2筆、182㎡と54㎡、計236㎡、通りを挟んで西側は45㎡と4.28㎡、49.28㎡、計285.28㎡の畑です。申請の東側の申請地は、境界は南側はブロックを積み、東側は土波で崩落防止、西側はバイパスができたために道路になっております。西側の申請地のほうは、西側、北側はブロックで境界、境界前は車道です。敷地内はバラスを敷いて整地し、給排水は不用で、雨水は地下浸透です。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

続いて、9番の案件について説明します。

申請地は岱明中から西側に約100mほどの場所です。申請人は現在アパート住まいしており、かねてから住宅を建てたいと土地を探していたところ、転用者自体も岱明町在住ということで、適正地と判断し、住宅の建築に至ったということです。申請地の周辺は、西側は市道、東、南側は畑です。転用面積は497㎡で、ここに

住宅を建築するとのことでした。周辺の市道側は擁壁を設置し、東側、南側の境界には3段のブロックで囲むということです。給排水については、給水は玉名市水道を引き込み、生活雑排水も公共の下水道に接続します。雨水については、西側道路側側溝へ排出するとのことでした。万が一被害が発生した場合、転用者は責任を持って対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思われまので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

10番の案件について説明します。

申請地は岱明中北西側に約300mの場所です。申請人は岱明町山下のアパートに住んでおります。夫婦、子ども2人で、子どもの成長とともに現在の住居では手狭を感じ、住宅を考えるようになり建築することになりました。申請地は父から譲り受けた土地354㎡に木造平屋を建築し、計画しました。申請地周辺は東西北側とも1段高く、住宅地です。南側は市道です。給排水については、玉名市水道を引き込み、生活雑排水は南側公共に接続し、公共下水道に排水します。申請地は整地を行う程度で、大規模な造成計画は行いません。造成後の隣接地への土地の流れを避けるよう留意し、施工します。被害が生じたときは、自分の責任にて対処するとのことでした。

現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、11番をお願いいたします。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島です。11番の案件について説明いたします。

目的は個人住宅で、木造平屋の住宅と駐車場、及び進入路の計画です。ここはゆるやかな傾斜のある畑で第3種農地です。場所は岱明支所より南のほうへ500m行ったところの左側へ、またそこからちょっと入り込んだところでは住宅があり、南側は畑です。北側には上下水道が埋設されている市道が通っています。この市道との差は約1mほど高いところですが、全体的に30cmほど下げて平地に整地をされます。現在、東側、西側には、住宅のあるほうには5段のブロックが設置されてありますが、地ならしとともに土留めを目的とし、そして境の中心にブロックがあるんじゃないかと、外側にありますので、また別に2段のブロックをされるそうです。南側と北側にも一部2段のブロックを設置されます。給水は市の水道を使用し、生活雑排水及び汚水も市の下水道を使用されます。雨水についても集水し、市道の側溝に流されます。

問題ないものと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

では続きまして、12番をお願いいたします。

○17番（中山一久君） 17番、中山です。12番の案件について説明します。

使用貸人と使用借人は親子関係です。現在実家に同居していますが、手狭なため隣接地に住居を建設するものです。排水計画、汚水は下水道、雨水は道路側溝に流します。

現地調査の結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ただいま5条申請につきまして担当委員の説明が終わりました。皆さん方から御質問。

○4番（岡田正治君） すみません、説明が不足しておりました。2つの物件ですね、575㎡と207㎡ですか、（「どこですか」と呼ぶ者あり）2番です。（「6ページの2番ですね」と呼ぶ者あり）はい、6ページの2番です。ちょっと説明が不足しておりましたので、申し訳ありません。

両方ともですね、排水につきましては、雨水枿を設け側溝に流します。また生活雑排水及び汚水についても下水に接続し、処理いたします。以上です。すみませんでした。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

追加の説明もありましたけれども、ただいま説明が終わりましたけど、皆さん方、御質問、御意見がありますか。

○9番（岡村栄一君） 9番、岡村です。さっきの説明にちょっと補足します。保育園の移転の問題で、保育園はたまきな保育園が移転をするということで、まだ保育園の名前も梅林保育園かなんかまだわかりませんので、一応経営者はたまきな保育園を運営して、たまきな保育園が移転するということです。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

では坂本委員。

○5番（坂本正敏君） すみません、5番、坂本です。ちょっと勉強不足でですね、先ほど松倉係長の説明がですね、ちょっとわからなくて、これ雑種地と思っていたのが、実は田だったんですね。6ページの1番です。この1ページには、台帳は田で現在が雑種地て書いてあるでしょう。

○係長（松倉 司君） 事務局の松倉です。今の坂本委員の質問にお答えしますがけれども、まずこの議案の地目のところの見方なんですけれども、すみません省略してあ

るんですけれども、台て書いてあるのは台帳地目、イコール法務局での登記簿に載っている地目であります。現て書いてあるのが現在地目、現状地目になりますけど、現況の今の地目を表しています。ですので、法務局では、登記簿等は田んぼになっているけれども、現況の見た感じは雑種地となっているというのがこの見方になります。

顛末書でですね、要するに売渡人から出ております顛末書の内容からするとですね、平成25年に譲受人は相続をされておりますけれども、そのときに経緯は聞いていないと。どのような形での雑種地になったかは聞いていないけれども、どの時点でそこが、この地目が田んぼだったかというのを御存じなのか、いつなのかちょっとわからないんですけれども、その経緯がちょっとお父さんから聞いていないということであります。

○5番（坂本正敏君） 要するに本人さんは雑種地と思っていたんでしょう。ところが田だったということですか。

○係長（松倉 司君） そうですね、そこまではちょっとここで読み取れないんですけれども、いつの時点で、その勘違い等ですね、気づかれたのかはちょっとわからないんですけれども。

○5番（坂本正敏君） はい、わかりました。

○6番（土田健一君） 6番、土田です。12番の案件についてお尋ねします。

最初に第1種農地で農用地区域外になっていますよね。その上も第3種、第2種で同じく農用地区域外、この違い、第1種農地になりますと、その中でも住宅地に接したところという形で受け止めていいんですか。そのところをちょっと勉強不足ですけれども。

○係長（松倉 司君） 事務局の松倉です。まず、その農用地区域外と農用地区域内とか、いわゆる農振地で我々が言っているところの、農振地に入っているか入っていないかというのがこの表示になります。それと第1種、第2種、第3種と農地区分というのもここに書いているわけなんですけれども、まずその農用地区域内外、農振に入っているか入っていないかということですね、どのような形で決めてあるかと言いますと、玉名市の農振の整備計画というのがございまして、基本的に広がりのある農地のところを指定してあるんですけれども、1筆1筆をですね、引き継ぐのに管理して登録、ここは農業を振興するための地域であると登録しているのが農振地域になります。

ですので、農振地に入っているところでも農振除外をされたら第3種農地になるところももちろんあります。だから、あくまでも農振地域というのは、1筆1筆市が指定していたところという形にはなるんですけれども、農地区分のほうを説明さ

させていただきますと、第1種農地というのは、10ha以上の広がりのある農地の中の1筆の農地を第1種農地といたします。第3種農地というと、このへんの市街地、都市計画の用途地域とかですね、用途を指定してあるようなところとか、あと市役所から半径300m以内、支所か岱明とか横島あたり、天水とかの支所か、あるいはJRの駅から300m以内に入っている農地を第3種農地といたします。第2種農地というのは、第1種でも第3種でもあたらないのが第2種農地といたします。

ですので、例えばで言いますと、ここの玉名市役所がございすけれども、その北側って全部広い農地があります。JRの新幹線の新駅の付近ですけれども、全部農振地ですね、でもこの農振の計画が指定しているから農振地なんですけれども、これを除外するとですね、玉名市役所の半径300m以内というのは第3種農地です。新駅で農地が分かれていたんですけれども、300m以内というのは農振が外れたら第3種農地になります。500m以内だったら第2種農地になりますというところで、ちょっと非常にわかりにくいんですけれども、農振に入っているか入っていないかというのは、市の計画で指定してあるところ。農振に入っていなかったならば、その農地の広がりとか周辺環境とかですね、そういうので農地区分を1種、2種、3種と決めるという話になりますので、なかなかちょっとわかりづらいですけれども、一概に農振地に入っているからといって全部第1種農地ではないということでございます。

説明がすみませんまいちですけど。

○6番（土田健一君）　ということは、ここは第1種農地であるけれども農用地外ということですか。

○係長（松倉 司君）　はい。あくまでも農地の広がりを見るのが第1種農地です。10ha以上広がりのある農地があったとしても、農振地にそこを指定していないところもあるんですよ。そういうのは農振に入っていないのでこのように転用できるんですよ。転用も今回は個人住宅の計画があるんですけれども、家がいくつかの集落に隣接する形なので、本当は第1種農地というのは許可はできないんですけれども、不許可の例外の1つとして、集落につながっているような形の位置であれば、村が広がっていくような形でイメージしてもらおうと思います。

○議長（下川 安君）　よろしいですか。ほかにございますか。

（なしの声）

○議長（下川 安君）　ほかになければ採決のほうに移りたいと思います。

議第14号農地法第5条の規定による許可申請12名におきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第14号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第15号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。申請件数は44件です。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。議案9ページをお願いいたします。

議第15号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和4年3月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

10ページから11ページの総括表、12ページから15ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回、所有権移転が7件、21,971㎡、利用権設定が32件、83,789㎡、合計39件、105,760㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問もなければ採決に移りたいと思います。

議第15号農用地利用集積計画の決定につきまして、44件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第15号につきましては、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（下川 安君） 続きまして、報告に移ります。報告第5号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第6号許可不要転用届について、報告第7号荒廃農地の非農地通知についての3件を、事務局より続けて報告をいたします。よろしくお願ひします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。16ページをお願いいたします。

報告第5号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和4年3月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、16ページから24ページまでの38件、合計132,832㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

報告第6号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和4年3月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、携帯電話無線基地局設置のためとする1件を、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定に該当することから、許可不要転用届出を受理しております。

続きまして、26ページをお願いいたします。

報告第7号荒廃農地の非農地通知について。下記の土地は、現況山林、原野等により、農地法第2条に規定する農地ではないことを通知したので報告します。令和4年3月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、26ページから28ページの47筆、計33,802㎡を農地に該当しないと判断し、所有者へ文書照会を行い、非農地化に同意する旨の回答をいただきましたので、所有者へ非農地通知を送付するとともに、今回、総会において報告の後、国、県、市の関係機関であります法務局、熊本県農地担い手支援課、玉名市税務課、農林水産政策課、玉名市土地改良区に非農地化の旨を通知いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

これで、本日予定の議案審議と報告が終わりました。

-----○-----

6. その他

○議長（下川 安君） それでは、引き続きましてその他のほうに移りたいと思います。その他で何かございませんでしょうか、皆さん方から。

なければ私のほうから1件よろしゅうございますか。

今年の1月の総会がありましたけれども、そのあと農林水産政策課のほうから、玉名市ですね、農業経営基盤強化促進基本構想の見直しというのが、ちょっと皆さん方に説明があったろうと思います。基本構想では、今、1経営体が農業所得を一括して680万円から確か740万円にということで、基本構想を変えたいというふうな説明が、そういう基準について、目標について上げたいというような説明があったかと思います。

その総会のときに皆さん方からいろいろ御意見が出てですね、農業委員会としては従来どおりの、740万円なので金額を下げる方向で見直しということで、要望を、形で要望したと思いますけれども、それについて回答が来ましてですね、その目標の金額については、農林水産政策課のほうから提案したとおりですね、県のほ

うは800万円ということを書いてきたそうですけれども、市町村の経済、決算の報告書をもとに市のほうで確認したら、740万円ぐらいになるのかなあということで、それで基本構想の金額をもってきたということで説明があったと思います。

そういうことで、農業の水準をですね、ほかの産業並みの水準を目指してから頑張ってくれという、これに向けても市としても支援をしていくというそういう意図もあるのですよね、どうしても計画どおりにさせていただくということで、そういう回答がありましたので、御報告をさせていただきたいと思います。そういうことです。

今、680万円というのが、今度のそういうことで1経営体740万円、個人が350万円から370万円になりますかね、そういうことで基本構想があるんだろうなと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに何か皆さんのほうからございましたら。

(なしの声)

-----○-----

7. 閉 会

○議長（下川 安君） 何もなければ、これで令和4年第3回農業委員会総会を閉会したいと思います。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これで終わります。

-----○-----

閉 会 午後3時20分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年3月7日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農 業 委 員 徳井 勝美

農 業 委 員 丸山 和則